**令和６・７年度入札参加資格審査申請要領（測量・建設コンサルタント等部門）**

曽於市

令和６年度及び令和７年度の曽於市入札参加資格申請を下記のとおり受け付けますので，必ず期限までに関係書類を添えて提出してください。

記

**１．対象年度**

　　令和６年度・令和７年度分**定期受付**（有効期間：令和６年４月１日から令和８年３月31日まで）

**２．受付期間及び受付時間**

　　市内・県内業者：令和６年２月１日（木）から令和６年２月29日（木）まで（日曜日，土曜日及び祝日は除く。）

　　県外業者：令和６年３月１日（金）から令和６年３月29日（金）まで（日曜日，土曜日及び祝日は除く。）

　　　　　　　　　　午前９時から午後４時まで（午前11時30分から午後１時までの時間は除く。）

**３．受付場所**

　　〒899-8692　鹿児島県曽於市末吉町二之方1980番地　曽於市役所　財政課

　　【問い合わせ先】曽於市役所　財政課　入札契約係　電話0986-76-8803（内線1255・1257）

**４．提出方法**

　　持参又は郵送等（郵送等の場合で受付票が必要なときは，官製はがき又は返信用封筒を同封してください。）

　　※郵送等の場合は受付期間内必着でお願いします。

**５．申請者の資格**

　　(1)　測量及び建設コンサルタント業務等の営業に関し，法律上必要とする資格を有し，当該営業を営んでいる者

　　(2)　地方自治法施行令第167条の４第１項の規定に該当しないもの

**※次の各号に該当する者は，入札参加資格審査の申請及び有資格者としての認定をすることができません。**

　　　・　入札参加資格の登録を申請する部門について，審査基準日から直前２年間に業務実績を有しない者。ただし，曽於市内に主たる営業所を有する者を除く。

　　　・　入札参加資格審査申請時に，市税等の滞納がある者

　　　・　入札参加資格審査時に虚偽の申告又は重要な事実の申告を行わなかった者

**６．注意事項**

　　(1)　提出書類は申請日現在で作成し，申請書等の押印漏れや添付書類の不備のないように，提出前に再度御確認ください。

　　(2)　確認票（確認欄にチェックしたもの）２部を申請書に綴じてください。

　　(3)　証明書類は原則令和６年１月４日以降に取得のものに限ります。

※労災雇用保険料納入証明書は，第３期分の納付期限が令和６年１月31日のため，納付期限を経過した日の証明書を取得してください。令和６年１月31日以前に取得した証明書の場合は，「労働保険概算・確定保険料申告書」及び「納付・領収書（第１期～第３期分）」の写しを添付してください。詳細は下記の記入要領を確認ください。

　　(4)　申請書類を綴じるときは，フラットファイル（Ａ４版縦長，市販されている紙製）を使用し，表紙と背表紙に会社名を記入して「確

　　　 認票」の表の順に綴じ込んでください。

※フラットファイルの色は，市内業者：ピンク，県内業者：青色，県外業者：黄色を使用してください。

　　(5)　年間委任された場合は，**ファイルの色が委任先の所在地**となりますので，注意をお願いします。

**７．提出部数**

　　１部（確認票のみチェックをしたもの２部）

**８．提出書類及び記入要領等**

　　一覧表（○印は必須，△印は該当のみ，×は提出不要）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 提　出　書　類 | | | 市内業者 | | 県内・県外業者 | |
|  | 記入要領等 |  | 記入要領等 |
| 綴じ込む書類  （各指定色のフラットファイルにこの順番で綴じてください） | １ | 入札参加資格申請の確認票 | | ○ | **【指定様式】**  ※チェックして２部提出 | ○ | **【指定様式】**  ※チェックして２部提出 |
| ２ | 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等） | | ○ | **【指定様式１－１】**  ※実印（指定様式７使用印鑑届の実印）を押印する。  **【指定様式１－２】**  ・登録部門及び希望業務の確認  ※「希望」については，希望に応じて直前２年間の実績がなければならない。  ※建設コンサルタント，地質調査及び補償コンサルタントで登録を受けている場合は，「現況報告書」の提出。  ※曽於市内の業者は，実績がなくてもよい。  **【指定様式１－３】**  ・測量等実績高  ※消費税抜きで記入すること。  ※④は，②，③の平均実績を記入すること。  ・有資格者数   * 令和６年１月１日時点の有資格者数を記入すること。   **【指定様式１－４】**  ※自己資本額は，財務諸表の「純資産の部」の①=株主資本合計，②=評価・換算差額等合計，③=Ⅲ新株予約権，④純資産合計を記入する。 | ○ | **【指定様式１－１】**  ※実印（指定様式７使用印鑑届の実印）を押印する。  **【指定様式１－２】**  ・登録部門及び希望業務の確認  ※「希望」については，希望に応じて直前２年間の実績がなければならない。  ※建設コンサルタント，地質調査及び補償コンサルタントで登録を受けている場合は，「現況報告書」の提出。  **【指定様式１－３】**  ・測量等実績高  ※消費税抜きで記入すること。  ※④は，②，③の平均実績を記入すること。  ・有資格者数  ※令和６年１月１日時点の有資格者数を記入すること。  **【指定様式１－４】**  ※自己資本額は，財務諸表の「純資産の部」の①=株主資本合計，②=評価・換算差額等合計，③=Ⅲ新株予約権，④純資産合計を記入する。 |
| 綴じ込む書類  （各指定色のフラットファイルにこの順番で綴じてください） |  |  | |  | ・19，20常勤職員の数  ※実務経験のみの技術者は,③その他の職員に記載すること。  ※パート，アルバイト等は，記入しない。 |  | ・19，20常勤職員の数  ※実務経験のみの技術者は,③その他の職員に記載すること。  ※パート，アルバイト等は，記入しない。 |
| ３ | 営業に関し法令上必要とする許可又は登録の証明書 | | ○ | **許可又は登録証明書（写し）** | ○ | **許可又は登録証明書（写し）** |
| ４ | 使用印鑑届 | | ○ | **【指定様式７】**  実印と使用印が同じでも押印する（委任の場合は，受任者使用印を押印） | ○ | **【指定様式７】**  実印と使用印が同じでも押印する（委任の場合は，受任者使用印を押印） |
| ５ | 委任状（営業所等に年間委任をされる場合） | | △ | **【指定様式２】**  ※委任状の印についても，指定様式７（使用印鑑届）と同じものをそれぞれ押印する。  ※本店代表者が営業所長等に曽於市との取引を委任する場合に添付するものであり，入札に参加する為だけの委任状ではありません。（指定様式ですが，内容が同等のものであれば指定外様式でも可。） | △ | **【指定様式２】**  ※委任状の印についても，指定様式７（使用印鑑届）と同じものをそれぞれ押印する。  ※本店代表者が営業所長等に曽於市との取引を委任する場合に添付するものであり，入札に参加する為だけの委任状ではありません。（指定様式ですが，内容が同等のものであれば指定外様式でも可。） |
| ６ | 営業所一覧表 | | ○ | **【指定様式３】**  ※全体の本店と営業所を記入。本店のみの場合も，本店を記入して提出。  （指定様式ですが，内容が同等のものであれば指定外様式でも可。） | ○ | **【指定様式３】**  ※全体の本店と営業所を記入。本店のみの場合も，本店を記入して提出。  （指定様式ですが，内容が同等のものであれば指定外様式でも可。） |
| ７ | 現況報告書の副本一式 | | △ | **現況報告書の副本一式（写し）**  ※建設コンサルタント，地質調査及び補償コンサルタントの登録を受けている場合は，提出  ※国土交通省大臣の確認印を受けた副本。  ※直前１年以内のもの。  ・建設コンサルタント＝イ～ト  ・地質調査＝イ～ト  ・補償コンサルタント＝イ～ホ | △ | **現況報告書の副本一式（写し）**  ※建設コンサルタント，地質調査及び補償コンサルタントの登録を受けている場合は，提出  ※国土交通省大臣の確認印を受けた副本。  ※直前１年以内のもの。  ・建設コンサルタント＝イ～ト  ・地質調査＝イ～ト  ・補償コンサルタント＝イ～ホ |
| ８ | 技術者経歴書 | | ○ | **【指定様式４】**  ※指定様式ですが，内容が同等のものであればよい。 | ○ | **【指定様式４】**  ※指定様式ですが，内容が同等のものであればよい。 |
| ９ | 直前２年間の測量等実績調書 | | ○ | **【指定様式５】**  ※指定様式ですが，内容が同等のものであればよい。 | ○ | **【指定様式５】**  ※指定様式ですが，内容が同等のものであればよい。 |
| 綴じ込む書類  （各指定色のフラットファイルにこの順番で綴じてください） | 10 | 納税証明書(本店） | |  |  |  |  |
|  | ①都道府県税 | ○ | **※令和６年１月４日以降**  **（写し可）**  都道府県が発行する「都道府県税すべてに関し未納の税額がないことの証明書」 | ○ | **※令和６年１月４日以降**  **（写し可）**  都道府県が発行する「都道府県税すべてに関し未納の税額がないことの証明書」 |
| ②市区町村税 | ○ | **※令和６年１月４日以降**  **（写し可）**  【法人】市区町村が発行する「法人市(区･町･村)民税･固定資産税の未納の税額がないことの証明書」  【個人】市区町村が発行する「市区町村税の未納の税額がないことの証明書」 | △ | **※令和６年１月４日以降**  **（写し可）**  【法人】市区町村が発行する「法人市(区･町･村)民税･固定資産税の未納の税額がないことの証明書」  【個人】市区町村が発行する「市区町村税の未納の税額がないことの証明書」  **※東京都23区内の法人については，都税事務所が発行する為，「①都道府県税の納税証明書」のみでよい。** |
| ③国税・消費税及び地方消費税 | ○ | **※令和６年１月４日以降**  **（写し可）**  【法人】  税務署発行の「法人税，消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書**(その３の３)**」  【個人】  税務署発行の「申告所得税，消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書**(その３の２)**」 | ○ | **※令和６年１月４日以降**  **（写し可）**  【法人】  税務署発行の「法人税，消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書**(その３の３)**」  【個人】  税務署発行の「申告所得税，消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書**(その３の２)**」 |
| 納税証明書（委任先） | |  |  |  |  |
|  | ①都道府県税 | △ | **※令和６年１月４日以降**  **（写し可）**  都道府県が発行する「都道府県税すべてに関し未納の税額がないことの証明書」 | △ | **※令和６年１月４日以降**  **（写し可）**  都道府県が発行する「都道府県税すべてに関し未納の税額がないことの証明書」 |
| ②市区町村税 | △ | **※令和６年１月４日以降**  **（写し可）**  【法人】市区町村が発行する「法人市(区･町･村)民税･固定資産税の未納の税額がないことの証明書」  【個人】市区町村が発行する「市区町村民税の未納の税額がないことの証明書」 | △ | **※令和６年１月４日以降**  **（写し可）**  【法人】市区町村が発行する「法人市(区･町･村)民税･固定資産税の未納の税額がないことの証明書」  【個人】市区町村が発行する「市区町村民税の未納の税額がないことの証明書」  **※委任先が東京都23区内の法人については，都税事務所が発行する為，「①都道府県税の納税証明書」のみでよい。** |
| 綴じ込む書類  （各指定色のフラットファイルにこの順番で綴じてください） | 11 | 労災雇用保険料納入証明書 | | ○ | **①または②のいずれかを提出**  ①労働基準監督署，労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）が発行する未納のない証明書であり，発行日が第３期の納付期限（令和６年１月31日）を経過した日のもの。  ②労働保険概算・確定保険料申告書及び納付・領収書**（写し可）**  〇現金納付の場合（1期～3期分）  　〇口座振替の場合（1期～3期分 ※3期分は口座振替後，提出ください。）  雇用保険分の証明書が提出できない場合は**様式９**を提出すること | ○ | **①または②のいずれかを提出**  ①労働基準監督署，労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）が発行する未納のない証明書であり，発行日が第３期の納付期限（令和６年１月31日）を経過した日のもの。  ②労働保険概算・確定保険料申告書及び納付・領収書**（写し可）**  〇現金納付の場合（1期～3期分）  　〇口座振替の場合（1期～3期分　※3期分は口座振替後，提出ください。）  雇用保険分の証明書が提出できない場合は**様式９**を提出すること |
| 12 | 財務諸表類（最新の営業年度分） | | ○ | 最新の決算書。（貸借対照表，損益計算書）  【個人】青色申告者=青色申告決算書  （損益計算書，貸借対照表）  白色申告者=収支内訳書  **（写し）** | ○ | 最新の決算書。（貸借対照表，損益計算書）  【個人】青色申告者=青色申告決算書  （損益計算書，貸借対照表）  白色申告者=収支内訳書  **（写し）** |
| 13 | 印鑑証明書 | | ○ | **※令和６年１月４日以降**  **（写し可）**  ※使用印鑑届の実印  法人の場合は，法務局発行。  個人の場合は，市町村発行。 | ○ | **※令和６年１月４日以降**  **（写し可）**  ※使用印鑑届の実印  法人の場合は，法務局発行。  個人の場合は，市町村発行。 |
| 14 | 商業登記簿謄本（全部記載事項証明書）又は代表者の身分証明書 | | ○ | **※令和６年１月４日以降**  **（写し可）**  法人の場合は，法務局発行の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）。  個人の場合は，市町村発行の身分証明書。 | ○ | **※令和６年１月４日以降**  **（写し可）**  法人の場合は，法務局発行の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）。  個人の場合は，市町村発行の身分証明書。 |